

第 5 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部公開決定のうち、事件番号、事件名、判決日及び決定日（以下これらを「本件事件情報」という。）の部分
を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成17年 2 月 8 日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、裁判に係る書類一式（判決が出たもののうち、直近のもの）の公開請求を行った。
- 2 同年 3 月22日、実施機関は、上記の公開請求に対して、対象となる訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関する下記(1)の行政文書を特定し、下記(2)の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 特定した行政文書

- ア 訴状等供覧及び委任状決裁
- イ 訴訟期日報告文書（第 1 回～第 8 回）
- ウ 第 9 回訴訟期日報告文書及び尋問調書供覧
- エ 判決供覧
- オ 原告準備書面(1)～(3)
- カ 証拠の申出（第 1 審）
- キ 答弁書
- ク 準備書面（第 1 ～第 6 ）
- ケ 控訴状等供覧及び委任状決裁
- コ 第 1 回訴訟期日報告文書
- サ 判決供覧
- シ 控訴理由書
- ス 証拠の申出（第 2 審）
- セ 控訴答弁書
- ソ 証拠の申出に対する意見書
- タ 上告状兼上告受理申立書等供覧
- チ 記録到達通知書
- ツ 決定書報告決裁

- テ 甲第 1 号証～第17号証
- ト 児童名の特定について
- ナ 証拠申出書
- ニ 証拠説明書
- ヌ 乙第 1 号証～第12号証

(2) 非公開事由

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

請求のあった行政文書（甲第 3 号証から第 8 号証まで並びに乙第 2 号証及び第 3 号証を除く。）に記載されている以下の情報については、個人の意識、信条、経歴、財産、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。

(ア) 本件事件情報

(イ) 学校名及び区名等学校の所在区が分かるもの

(ウ) 原告（控訴人及び上告人と同じ。以下同じ。）（以下「本件原告」という。）の氏名、生年月日、住所、印影及び経歴並びに原告が休暇を取得した日がわかる部分

(エ) 教員の氏名、生年月日、住所、印影及び経歴

(オ) 児童の氏名（イニシャルを含む。）及び住所

(カ) 保護者の氏名及び住所

また、甲第 3 号証から第 8 号証までは、児童から本件原告に宛てて出された私信であり、乙第 2 号証及び第 3 号証は本件原告の退職願（以下「本件退職願」という。）であるが、これらは、個人の意識、信条、経歴、財産、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。

イ 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

請求のあった行政文書（甲第 3 号証から第 8 号証まで並びに乙第 2 号証及び第 3 号証を除く。）に記載されている弁護士（以下「本件弁護士」という。）の印影の情報（以下「本件印影情報」という。）については、本件弁護士が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより本件弁護士の事業運営に支障をきたすことが認められるため。

- 3 同月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、学校名及び区名等学校の所在区がわかる部分、本件原告及び教員（以下「本件原告等」という。）の生年月日及び経歴並びに本件原告が休暇を取得した日の分かる部分（以下これらを「本件個人情報」という。）、本件退職願、本件事件情報並びに本件印影情報を非公開とした部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 教員の個人情報について

本件原告は、教育公務員であるので、職務に関することについては公開すべきである。本件原告である教員の思想、信条及び行動は私的な側面もあるが、それが教員の教育活動に影響を与えているので、公務員の職務に関する情報又は職務遂行情報であるといえることができる。本件原告の教育に係る主張及び経歴等が明らかにされないと、本件訴訟においてどのようなことが議論となっているのか、争点は何かということ把握することができない。

(2) 本件退職願について

本件退職願は、本件原告が作成しているので、公開されることを本件原告及び被告は了解しているものと理解するのが自然である。本件原告にとって、本件退職願は、一部公開であれば他人に公開されることを欲しないと認められるとまではいえない。裁判で本件退職願について議論をしているので、議論を把握するためには実施機関は関係する部分を公開することが必要である。

(3) 事件番号、事件名及び判決日等について

名古屋地方裁判所は、インターネット上の下級裁判所判例集において判例情報を提供している。そこで事件番号、事件名及び判決年月日は公表されており、判決文も全部公開されている。裁判所が公開している情報を実施機関が非公開にする理由はない。一般に、原告はこれらの情報が公開されることを認識していると思われる。

(4) 本件印影情報について

本件印影情報は、事業活動そのものに関わるものではない。本件印影情報を公

開しても、弁護士としての競争上の地位を害するおそれはないし、本件印影情報を公開することが直ちに印影偽造及びその行使等の犯罪行為を誘発するおそれはない。したがって、公開しても、本件弁護士の正当な権利利益を侵害し、事業運営に支障をきたすとは認められない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件個人情報及び本件退職願は、個人の意識、信条、経歴、財産、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第7条第1項第1号に該当する。

本件事件情報は、これが判明すれば、民事訴訟法（平成8年法律第108号。以下「民訴法」という。）第91条第1項に基づき、裁判所に対して訴訟記録の閲覧請求（以下「閲覧請求」という。）をすることができ、その結果、当該訴訟記録から、本件原告等の個人情報が明らかとなる。したがって、本件事件情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第7条第1項第1号に該当する。

また、本件印影情報は、事業を営む個人である本件弁護士が経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公開することにより本件弁護士の事業運営に支障をきたすことが認められることから、条例第7条第1項第2号に該当する。

第5 審査会の判断

1 争点

本件個人情報、本件退職願及び本件事件情報が条例第7条第1項第1号に該当するか否か並びに本件印影情報が条例第7条第1項第2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判

断する。

3 条例第7条第1項第1号該当性

当審査会は、まず、本件個人情報、本件退職願及び本件事件情報が条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件個人情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

ア 本件個人情報は、本件訴訟の当事者の学校名及び区名等学校の所在区がわかる部分並びに本件原告等の生年月日、経歴等であるので、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることは明らかである。

イ また、本件個人情報を公開すると、本件原告が本件訴訟を提起したという事実及び本件原告等の職務に関係のない私生活に関する情報等が明らかになり、そのようなことは一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。

ウ したがって、本件個人情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

(3) 次に、本件退職願が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

ア 本件退職願は、本件原告が退職を希望する旨を記載した文書であるので、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得ることは明らかである。

イ また、本件退職願を公開すると、本件原告が退職を希望する理由等が明らかとなり、そのようなことは一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。

ウ したがって、本件退職願は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められ

る。

(4) 次に、本件事件情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

ア 本件事件情報は、本件訴訟を識別するための情報であり、本件事件情報だけをみれば、個人に関する情報であるとは認められない。

イ この点について、実施機関は、本件事件情報が判明すれば、民訴法第91条第1項に基づき閲覧請求をすることにより、本件訴訟の記録から本件原告等の個人情報明らかとなるため、本件事件情報は条例第7条第1項第1号で規定される「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるもの」である旨主張する。そこで、閲覧請求により入手された訴訟記録が条例第7条第1項第1号で規定される「他の情報」に該当するか否かについて判断する。

確かに、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」という民訴法第91条第1項の規定により、閲覧請求が認められている。しかし、閲覧請求を認めるかどうかは、裁判所が適切に判断する問題である。したがって、閲覧請求により入手された訴訟記録は、条例第7条第1項第1号に規定される「他の情報」に該当しない。

よって、本件事件情報は個人に関する情報であるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件事件情報は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められない。

(5) 以上のことから、本件事件情報は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められないが、本件個人情報及び本件退職願は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

4 条例第7条第1項第2号該当性

次に、本件印影情報が、条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件印影情報は、本件弁護士の実業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件印影情報を公開すると、本件弁護士に明らかに不利益を与えるか否

かについて判断する。

本件印影情報は、それが押印されている文書の真正性を示すものとして使用されているものと認められる。また、本件弁護士は本件印影情報を事業上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているとは認められない。

このような状況の下で本件印影情報を公開すると、本件弁護士名義の文書が偽造されるなどの不測の事態が生ずるおそれは否定できないところである。

したがって、本件印影情報は、これを公開することにより、本件弁護士に明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 以上のことから、本件印影情報は条例第7条第1項第2号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成17年7月6日	諮問書の受理
7月19日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月18日	実施機関の弁明意見書を受理
8月22日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月7日	反論意見書の受理
11月15日 (第60回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月20日 (第61回審査会)	調査審議
平成19年3月15日 (第76回審査会)	調査審議
4月10日 (第77回審査会)	調査審議
4月26日	答申